

○北信保健衛生施設組合財政状況の公表に関する条例

(昭和 58 年 3 月 28 日 条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない理由により前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、組合長はその理由のやんだときから 1 か月以内にこれを公表しなければならない。

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月に行う財政状況の公表事項は、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次の各号に掲げる事項の概要を明らかにしたものとする。

- (1) 歳入、歳出予算の執行状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、組合長が財政状況を説明するために必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に行う財政状況の公表は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概要を明らかにしたものとする。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、北信保健衛生施設組合公告式条例（昭和 44 年北信保健衛生施設組合条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。